

2019年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

2019年4月1日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校(以下、「大学校」という。)講座の受講促進助成制度を実施する。

(受講対象者)

第2条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)である中小企業(資本金3億円以下又は常時雇用従業員300人以下)の経営者、後継者及び管理者を対象とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である次の大学校を対象とする。
○「関西校」 電話(0790)22-5931
〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、助成対象大学校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(助成対象定員)

第5条 助成対象定員は予算額を限度とする。
2 1会員からの複数の申込みも妨げない。

(受講の申出・承認)

第6条 受講を希望する会員は、受講者、受講講座等について事前に兵ト協へ申し出ること。
2 兵ト協は、前項の申し出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上、速やかに当該会員に受講の承認を行う。

(大学校への申込み)

第7条 受講を希望する会員は、兵ト協から受講の承認があった後、受講しようとする大学校に対して受講申込みの手続きを行う。
2 受講申込み後、大学校から「受講受入の決定通知」があった場合に受講することができる。
3 受講料は、受講する前に会員が直接、大学校へ全額納入する。

(受講修了後の手続き)

第8条 会員は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書兼助成金請求書（様式1）」を兵ト協へ提出する。
その際、「受講修了証書(写)」及び「振込金受取書等(写)」を添付する。

（助成額及び上限等）

第9条 兵ト協は受講料の3分の1を助成する。助成額は百円未満切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、兵ト協の助成額の上限は1講座3万円とする。

3 国、自治体、他団体(公益社団法人全日本トラック協会を含む)等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合、兵ト協は助成金を交付しない。

（受講料負担額の支払い）

第10条 兵ト協は、会員から「受講修了通知書兼助成金請求書」の提出があったときは、精査の上、助成金を会員へ支払う。

（受講申込後の変更又は中止）

第11条 会員は、兵ト協から受講承認を得た後、申込事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに兵ト協あて申し出る。

（助成金の返還）

第12条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるほか、その他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は、2019年4月1日から適用する。